

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
に代り、休日は、その翌日  
に代り)

### 目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

計量器定期検査の実施

争議行為の実施

肥料の登録

土地の用途廃止

”

◇ 教委告示 定例教育委員会の会議の招集

◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施

### 告 示

#### 鳥取県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事、石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年三月一日	渡部 医院	境港市渡部一、二 九三の三番地	内科、小児科	渡部良造

#### 鳥取県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年三月一日	松田内科 医院分院	倉吉市伊木 一八三番地	内科、小児科	松田俊逸

#### 鳥取県告示第二百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医 一、三〇四	池田 宣之	昭和四十三年二月十五日
鳥国薬 一八〇	塩見 盛久	二十二日
〃 一八一	乾 芙美子	二十九日

鳥取県告示第二百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十三年二月二十日	渡部 医院	境港市渡町二九三の三番地	渡部 良造

鳥取県告示第二百五十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、東伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日時	検査区域	検査場所
五月七日 午前十時から 午後三時まで	東伯郡北条町	中北条農業協同組合

〃 八日	〃	〃	北条町農業協同組合集荷場
〃 九日	午前十時から 正午まで	〃	大栄町 栄小学校
〃 十日	午後一時から 午後三時まで	〃	大誠小学校
〃 十三日	午前十時から 午後三時まで	〃	由良公民館
〃 十四日	〃	〃	逢東公民館
〃 十五日	〃	〃	東伯町役場
〃 十六日	〃	〃	旧農協本所
〃 十七日	午前十時から 正午まで	〃	八橋果実選果場
〃 二十日	午後一時から 午後三時まで	〃	古布庄小学校
〃 二十一日	午後一時から 午後三時まで	〃	東伯町役場
〃 二十二日	午後三時から 午後五時まで	〃	赤碕町役場

鳥取県告示第二百五十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取清掃公社労働組合執行委員長黒田広治から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第

赤碕町役場  
以西小学校  
成美支所  
赤碕町農業協同組合  
安田支所

四百七十八号) 第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。  
 昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

昭和四十三年度賃金増額要求に関すること。

二 日時

昭和四十三年四月八日午前八時からこの事件が解決するまで

三 場所

鳥取市内及びその周辺

四 概要

三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百五十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。  
 昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三五四号	国府西瓜複 合肥料一号	窒素全量 七・〇 アンモニア性窒素 五・五 りん酸全量 五・〇 可溶性りん酸 四・五 水溶性りん酸 三・七	岩美郡国府町大字町屋 三〇四番地 国府町農業協同組合 組合長理事 白井信一

加里全量 八・〇 うち 水溶性加里 七・八
-----------------------------

鳥取県告示第二百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月五日から用途廃止した。  
 昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 (平方尺)	用 途
東伯郡三朝町大字三朝字砂子田一九九ノ七番地先から一九三ノ三番地先まで	七四・一三	水路敷
一九九ノ七番地先	八・五〇	道路敷
一九六番地先	三・三〇	水路敷
一九五番地先	二・三三	〃
一九五番地先	一九・四三	道路敷

鳥取県告示第二百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月五日から用途廃止した。  
 昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 (平方尺)	用 途
気高郡鹿野町大字今市字馬ノ池口二五八番地先	六八・六九	水路敷

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時、昭和四十三年四月七日 午後四時三十分
- 二 場所 鳥取市吉方三二〇 白兔荘
- 三 議題 1 昭和四十三年度教育施策実施要項について  
2 その他

## 公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条に規定する歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 実施場所 鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院
- 2 実施期日 学科試験 昭和43年4月12日 9時から  
実地試験 昭和43年4月13日 9時から
- 3 受験願書の提出期間 昭和43年4月5日から  
昭和43年4月9日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】